随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島東部エリア整備工事 （令和８年度　下水道）	
工事概要	復旧延長　L=12,483.1m ・下水道管布設替工事（VUφ150～300）　L=12,187.5m ・下水道管部分更生工　L=295.6m ・1 号人孔撤去・再設置工（全体）　N=100 基 ・2 号人孔撤去・再設置工（全体）　N=23 基 ・小型人孔撤去・再設置工（全体）　N=42 基 ・特 1 号人孔撤去・再設置工（全体）　N=1 基 ・1 号人孔止水工　N=156 箇所　　・特 1 号人孔止水工　N=20 箇所 ・組立人孔高さ調整工　N=119 基　ほか	
契約の相手方	所在地	代表者　愛知県名古屋市中区錦二丁目 19 番 1 号
	名称・代表者	鴻池・宮地特定建設工事共同企業体 代表者　（株）鴻池組　名古屋支店 執行役員支店長　中山　貴 構成員　（株）宮地組 代表取締役　宮地　雄大
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島東部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 23 日	
契約金額	3,468,311,000 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市宅田町　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 24 日　から　令和 13 年 3 月 31 日　まで	
担当課	上下水道局	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島東部エリア整備工事 （令和８年度　水道）	
工事概要	配水管布設替工事（φ200～φ40）　L=12,973.0m ・200mm 配水管布設替工事　L=2,012m ・150mm 配水管布設替工事　L=1,820m ・100mm 配水管布設替工事　L=4,731m ・75mm 配水管布設替工事　L=2,226m ・50mm 配水管布設替工事　L=2,083m ・40mm 配水管布設替工事　L=65m	
契約の相手方	所在地	代表者　愛知県名古屋市中区錦二丁目 19 番 1 号
	名称・代表者	鴻池・宮地特定建設工事共同企業体 代表者　（株）鴻池組　名古屋支店 執行役員支店長　中山　貴 構成員　（株）宮地組 代表取締役　宮地　雄大
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島東部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 23 日	
契約金額	2,872,428,900 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市杉平町　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 24 日　から　令和 13 年 3 月 31 日　まで	
担当課	上下水道局	